

## 入院時における食事代、療養病棟における 65 歳以上の方の居住費

入院時の食事代は、他の医療費とは別枠で定額自己負担となります。残りは健康保険が負担します。

入院時食事療養費の自己負担額は次のとおりです。(入院時の食事代・居住費は高額療養費の支給対象にはなりません) 福祉医療費受給資格者証の発行を受けている方で高齢重度障害の方、重度心身障害の方は所得に応じ自己負担金が発生し、非課税世帯等の方は申請により免除されます。

### 1.一食あたりの食事代

1	一般加入者	1 食あたり 510 円 * 指定難病の方 300 円
2	住民税非課税世帯 (70 歳以上低所得 II 、 70 歳未満限度額適用認定証持)	90 日までの入院 1 食あたり 240 円
		90 日を超える入院 1 食あたり 190 円
3	住民税非課税世帯のうち、所得が一定基準に満たない 70 歳以上の人(低所得 I )	1 食あたり 110 円 (療養病棟では医療区分により 140 円)

- 住民税非課税世帯であっても『健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証』を医療機関に提示しないと減額されません。提示しなかった場合、一般加入者と同じ額の負担となります。
- 90 日を超える入院とは『健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付を受けている人が、過去 1 年以内に入院した日数の合算です。「長期認定」は、90 日超えの時点で申請が必要です。
- 『70 歳以上』の適用開始日については、月の初日生まれの人は 70 歳の誕生日から、それ以外の人は 70 歳の誕生月の翌月初日から適用されます。

また、療養病棟に入院する 65 歳以上の方は光熱水費＝居住費が自己負担となります

### 2.療養病棟における 65 歳以上の方の居住費標準負担額

1	一般加入者	1 日あたり 370 円 ※1
2	住民税非課税世帯 (70 歳以上低所得 I もしくは II 、 70 歳未満限度額適用認定証持)	1 日あたり 370 円 ※1

※1 指定難病、老年福祉年金受給者の方は負担金がありません